



県章

山形県公報

令和3年6月29日(火)

第217号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………(消費生活・地域安全課) ……698
- 山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(子ども家庭支援課) ……700
- 山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則…(新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課) ……同
- 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……同
- 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……701
- 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……702
- 山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……703
- 山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……704
- 山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……705
- 山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……同

告 示

- 山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(子ども家庭支援課) ……706
- 知事指定薬物の指定の失効……………(新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……707
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……708
- 山形県源流の森の利用日及び利用時間……………(置賜総合支庁森林整備課) ……同
- 山形県源流の森の利用料金……………(同) ……709
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……710
- 車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定及び同令第10条第2項の規定による通行方法……………(道路保全課) ……同
- 令和元年7月県告示第203号(車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定及び同令第10条第2項の規定による通行方法)の一部改正……………(同) ……711

教育委員会関係

規 則

○山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 同

人事委員会関係

規 則

○山形県人事委員会規則5－1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則……………712

規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第53号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年8月県規則第76号）の一部を次のように改正する。
別記様式第11号の6（表）を次のように改める。

様式第11号の6

(表)

認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）の
役員報酬規程等提出書

受付印 年 月 日 山形県知事 殿	主たる事務所の所在地	郵便番号	電話 () -
	フリガナ		FAX () -
	フリガナ		
	フリガナ		
	フリガナ		
	代表者の氏名		
		認定（特例認定）の有効期間	事業年度
	自 年 月 日	自 年 月 日	
	至 年 月 日	至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	③ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
	提出しない場合 最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ 年 月 日） 最後に職員給与規程を提出した事業年度（ 年 月 日）	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く。）		④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び総額
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引		⑥ 海外へ送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
		(3) 特定非営利活動促進法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び同法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

別記様式第11号の6（裏）中「ください」を「ください。」「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」又は「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、「チェック

欄」にチェックしてください」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別記様式第11号の6の規定は、令和3年6月9日以後に開始した事業年度において提出すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第54号

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第11条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第55号

山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部を改正する規則

山形県麻薬中毒者措置入院費徴収規則（昭和39年9月県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 令和3年6月分以前の月分として徴収する入院に要する費用については、改正前の第3条第2項第3号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「地方税法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法」とする。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第56号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13章 児童自立支援施設（第73条―第81条）」を「第13章 児童自立支援施設（第73条―第81条）
第14章 雑則（第82条）」

に改める。

第13章の次に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録)

第82条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第57号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 多機能型事業所に関する特例（第68条）」を

「第7章 多機能型事業所に関する特例（第68条）
第8章 雑則（第69条）」に改める。

第8章 雑則（第69条）

第3条第5項中「第2項」を「前2項」に改める。

第4条第6項中「及び第4項第1号」を「、第3項第1号及び次項」に改める。

第55条第4項中「第2項」を「前2項」に改める。

第68条第1項中「第7項」を「第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に改める。

第7章の次に次の1章を加える。

第8章 雑則

(電磁的記録等)

第69条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第42条の5、第45条、第54条、第59条、第59条の2、第62条、第62条の6及び第67条において準用する場合を含む。）、第12条（第42条の5、第45条、第54条、第59条、第59条の2、第62条、第62条の6及び第67条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第3条第5項、第4条第6項、第55条第4項及び第68条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第58号

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準（第43条―第48条）」を「第3章 指定医療型障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準（第43条―第48条）」に改める。

第4章 雑則（第49条）

第3章の次に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第49条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又は規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条（第48条において準用する場合を含む。）、第12条第1項（第48条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第59号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス（第157条―第159条）」を「第16章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス（第157条―第159条）」に改める。

第17章 雑則（第160条）

第159条第1項中「、第74条」を「、第71条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第74条」に改める。

第16章の次に次の1章を加える。

第17章 雑則

（電磁的記録等）

第160条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の

知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第6条第1項（第34条、第34条の4、第38条、第75条、第75条の5、第96条、第117条、第117条の4、第125条、第125条の4、第134条、第144条、第146条、第149条、第149条の8、第149条の12及び第159条第1項において準用する場合を含む。）、第9条（第34条、第34条の4、第38条、第61条、第75条、第75条の5、第87条、第87条の4、第96条、第117条、第117条の4、第125条、第125条の4、第134条、第144条、第146条、第149条、第149条の8、第149条の12、第153条、第153条の7、第153条の14及び第159条第1項において準用する場合を含む。）、第41条第1項、第82条第1項（第87条の4において準用する場合を含む。）、第150条の4第1項（第153条の7及び第153条の14において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第159条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第60号

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第58条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第59条 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項、第18条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第61号

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第9章 多機能型に関する特例（第66条・第67条）」を
「第9章 多機能型に関する特例（第66条・第67条）」に改める。
第10章 雑則（第68条）」

第9章の次に次の1章を加える。

第10章 雑則

（電磁的記録等）

第68条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がい特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第62号

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第46条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第47条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がい特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第63号**山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第16条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第64号**山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第13条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、条例又はこの規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

告 示

山形県告示第561号

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県医療給付事業補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県医療給付事業補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1424号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ただし書を次のように改める。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者、児童福祉施設措置費（医療費に係るものに限る。）の支弁対象者及び医療を受ける月の属する年度（医療を受ける月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。以下「市町村民税所得割」という。）の額（当該市町村民税の賦課期日現在における住所が指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内にある者にあつては、当該賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして計算した市町村民税所得割の額。以下「市町村民税所得割額」という。）が23万5千円以上の者（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）がいる者のうち、当該年度の初日の属する年の前年の末日（当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあつては、死亡した日。以下この号において「所得割に係る判定日」という。）における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき33万円を地方税法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得割に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を45万円として市町村民税所得割額を計算した場合に、その額が23万5千円未満となるものを除く。）を除く。

別表第1第1項第3号イただし書を次のように改める。

ただし、前年の所得（1月から6月までの間に受ける医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下この号において同じ。）について所得税が課された者（扶養親族がいる者のうち、当該年の末日（当該扶養親族が当該年の中途において死亡した場合にあつては、死亡した日。以下この号において「所得税に係る判定日」という。）における年齢が16歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき38万円を所得税法に規定する扶養控除の例により控除するものとして、所得税に係る判定日における年齢が16歳以上19歳未満の扶養親族がいるものにあつては当該扶養親族1人につき控除する同法に規定する扶養控除の額を63万円として所得税を計算した場合に、所得税が課されないこととなるもの（以下「想定所得税非課税者」という。）を除く。）を除く。

別記様式第2号中「」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第1第1項の規定は、令和3年7月1日以後に行われた療養に係る経費について適用する。

3 改正前の別記様式第2号の規定による用紙でこの規程の施行の際現に残存するものは、当分の間使用することができる。

山形県告示第562号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

(1) N- { 1 - [2 - ヒドロキシ - 2 - (チオフェン - 2 - イル) エチル] ピペリジン - 4 - イル } - N - フェニルプロパンアミド及びその塩類（通称名 β -Hydroxythiofentanyl）

(2) メチル＝2－[1－(4－フルオロプロチル)－1H－インドール－3－カルボキサミド]－3，3－ジメチルブタノアート及びその塩類（通称名4F－MDMB－B I C A、4F－MDMB－B U T I C A）

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和3年6月27日

山形県告示第563号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鮭川村宇津森土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	黒 坂 峰 昭	最上郡鮭川村大字庭月1978番地
同	堀 米 昭 雄	同 2060番地
同	井 上 吉 勝	同 2330番地
同	高 橋 正 行	同 2531番地
同	安 喰 秀 弥	同 佐渡1756番地
同	堀 米 浩	同 庭月2362番地
同	井 上 広 光	同 2056番地
監 事	中 嶋 正 勝	同 2188番地の2
同	伊 藤 健 一	同 川口20番地4
同	井 上 信 也	同 庭月2427番地3

山形県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鮭川村宇津森土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	黒 坂 峰 昭	最上郡鮭川村大字庭月1978番地
同	堀 米 昭 雄	同 2060番地
同	高 橋 正 行	同 2531番地

同	安 喰 秀 弥	同	佐渡1756番地
同	堀 米 浩	同	庭月2362番地
同	井 上 広 光	同	2056番地
同	田 中 純 二	同	2073番地
監 事	中 嶋 正 勝	同	2188番地の2
同	井 上 信 也	同	2427番地3
同	阿 部 諭	同	京塚232番地

山形県告示第565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大向上野地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営大向上野地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

真室川町役場

3 縦覧に供する期間

令和3年7月2日から同年8月3日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第566号

山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第4条第2項の規定により、山形県源流の森の利用日及び利用時間を次のとおり承認した。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用日及び利用時間

施 設 名	利 用 日	利 用 時 間
源流の森センター 丸太とロープの冒険コース アトリエ 源流の森ロッジ	4月29日から5月5日までの日	午前9時から午後4時30分まで
	5月6日から7月19日までの日 （月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで
	7月20日から8月20日までの日	午前9時から午後5時まで
	8月21日から11月30日までの日 （月曜日（その日が休日であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。）	午前9時から午後4時30分まで

2 適用期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第567号

山形県源流の森条例（平成9年7月県条例第54号）第6条第2項の規定により、山形県源流の森の利用料金を次のとおり承認した。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

施 設 名	区 分	利 用 料 金	
		個 人	団 体
丸太とロープの冒険コース	児童生徒が使用する場合	500円	1人につき 250円
	上記以外の場合	1,000円	1人につき 500円
アトリエ	児童生徒が使用する場合	100円	1人につき 50円
	上記以外の場合	400円	1人につき 200円

- 備考 1 この表において「団体」とは、20人以上をいう。
 2 この表において「児童生徒」とは、義務教育を受けている者又はこれに準ずる者をいう。
 3 指定管理者が主催する行事に参加する場合における利用料金は、無料とする。

2 適用期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第568号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
山形市の一部
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年6月2日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量 数値地形図修正（地図情報レベル2500）

山形県告示第569号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南陽市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
南陽市全域
- 2 公共測量を実施した期間
令和2年5月11日から令和3年5月31日まで
- 3 作業の種類
公共測量 数値図化（地図情報レベル2500）

山形県告示第570号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第4項の規定により、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度が同項各号に定めるものである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第2項の規定により、当該道路を通行する国際海上コンテナ車の通行方法を次のとおり定める。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	指 定 す る 区 間	
	起 点	終 点
主要地方道山形白鷹線	山形市大字沼木字高野内598番5	山形市富神台36番
主要地方道余目温海線	鶴岡市湯温海湯之尻289番	鶴岡市温海戊645番90
主要地方道鶴岡羽黒線	鶴岡市日出2丁目9番3	鶴岡市羽黒町赤川字地藏俣293番12
一般県道米沢浅川高畠線	米沢市中田町字館ノ内677番1	米沢市中田町字川原五756番6
一般県道勸進代舟場線	長井市五十川6014番2	長井市成田1021番1
一般県道温海川木野俣大岩川線	鶴岡市大岩川字中川原56番1	鶴岡市湯温海湯之尻289番
一般県道吹浦酒田線	酒田市上本町7番	酒田市若竹町1丁目1番16
一般県道比子八幡線	飽海郡遊佐町比子字白木22番1	飽海郡遊佐町藤崎字茂り松154番1

- 2 指定する期日 令和3年7月2日
- 3 通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、一の径間の一の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項に規定する限度超過車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行すること。

山形県告示第571号

令和元年7月県告示第203号（車両制限令第3条第4項の規定による道路の指定及び同令第10条第2項の規定による通行方法）の一部を次のように改正し、令和3年7月2日から施行する。

令和3年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第3項第1号を次のように改める。

(1) 交差点における左折又は右折に当たっての誘導

イ 次の表の左欄に掲げる道路から同表の中欄に掲げる区域に所在する交差点を左折して同表の右欄に掲げる道路に入るときは、他の車両又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置すること。

道路	交差点	道路
一般国道287号	東根市大字野田	東根市道小田島中央線
東根市道小田島中央線	東根市大字野田	一般国道287号
鶴岡市道工業団地大揚線	鶴岡市宝田二丁目	一般県道梳代鶴岡線

ロ 次の表の左欄に掲げる道路から同表の中欄に掲げる区域に所在する交差点を右折して同表の右欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置すること。

道路	交差点	道路
一般国道287号	東根市大字野田	東根市道小田島中央線
東根市道小田島中央線	東根市大字野田	一般国道287号
一般県道梳代鶴岡線	鶴岡市宝田二丁目	鶴岡市道工業団地大揚線

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第5号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

同 校	鶴岡工業高等学	工 業	機 械	40	工 業	工業技術	夜40
			電 気 電 子	40			
			情 報 通 信	40			
			建 築	40			
			環 境 化 学	40			

を

同 校	鶴岡工業高等学	工 業	機 械	40	工 業	工業技術	募集停止
			電 気 電 子	40			
			情 報 通 信	40			
			建 築	40			
			環 境 化 学	40			

に、

同 校	庄内総合高等学	総 合		120			
--------	---------	-----	--	-----	--	--	--

を

同 校	庄内総合高等学	総 合		80	総 合		昼40
--------	---------	-----	--	----	-----	--	-----

に、

別表第2中

同	鶴岡南高等学校	普 通		80		
---	---------	-----	--	----	--	--

を

同 校	庄内総合高等学	普 通		80		
--------	---------	-----	--	----	--	--

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月29日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

別表第9中

教育及び指導に直接従事することを本務とする職員	3
-------------------------	---

を

(1) 教育及び指導に直接従事することを本務とする職員	3
(2) 児童心理司	1

に改める。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。